

春光台公園運営協議会開催要綱

(名称)

第1条 協議会の名称は、春光台公園運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 都市公園法第17条の2に基づく協議会として、本市の都市公園である春光台公園（昭和24年3月31日建設省告示第565号）を効果的に整備、管理、活用することについて協議し、春光台公園利用者の多様性に富む利活用を推進することを目的とする。

(参加者)

第3条 協議会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 都市公園法第17条の2第1項に基づく公園管理者
- (2) 都市公園法第17条の2第2項に基づく者であって市長が必要と認める者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者

(会議の進行)

第4条 協議会に進行役を1人を置き、参加者の互選によりこれを定める。

(報償)

第5条 参加者への謝礼は、協議会1回につき2,000円とし、協議会開催ごとに支払うものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、土木部公園みどり課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、土木部公園みどり課長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。